

平成27年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

栃 木 県

目 次

第1 趣旨	1
第2 公共用水域	1
第3 地下水	4
第4 測定結果の報告及び公表	6
別表-1 公共用水域水質測定地点一覧	8
別表-2 測定方法等一覧（公共用水域）	16
別表-3 地下水の測定地点一覧	18
別表-4 測定方法等一覧（地下水）	29
図1 河川調査地点図	30
図2 湖沼調査地点図	31
図3 地下水調査地点図	34

平成27年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

第1 趣旨

この計画は、本県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の測定に係る事項を定めるものとする。

第2 公共用水域

1 調査の種類及び測定項目

調査の種類は、河川調査、湖沼調査、水道水源調査とし、測定項目は原則として次のとおりとする。

(1) 河川調査

- ・生活環境項目として実施するもの

pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全りん、全亜鉛^{*1}、
ノニルフェノール^{*1}、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）^{*1}

※1 水生生物の保全に係る項目

- ・健康項目として実施するもの

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀^{*2}、
ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、
1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、
1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、
セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※2 総水銀が検出された場合に測定

- ・特殊項目として実施するもの

n-ヘキサン抽出物質（油分）、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、
クロム

- ・要監視項目として実施するもの

クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、
4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

- ・その他の調査項目

アンモニア性窒素、硫酸イオン、界面活性剤（MBAS）、
チオリン酸o-エチル-o-(4-ニトロフェニル)フェニルエステル（EPN）、
2-メチルイソボルネオール（2-MIB）、ジェオスミン、りん酸イオン

(2) 湖沼調査

- ・生活環境項目として実施するもの

pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全りん、全亜鉛^{*1}、
ノニルフェノール^{*1}、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）^{*1}

※1 水生生物の保全に係る項目

・健康項目として実施するもの

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀^{※2}、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※2 総水銀が検出された場合に測定

・その他の調査項目

アンモニア性窒素、りん酸イオン、クロロフィルa、プランクトン

(3) 水道水源調査（特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第24条に基づく調査）

・調査項目

トリハロメタン生成能

2 測定実施機関

測定実施機関は、栃木県、宇都宮市及び国土交通省とする。

3 測定地点及び測定頻度

測定地点及び測定頻度は次のとおりとする。各測定地点は別表－1のとおりとする。

(1) 河川調査

① 測定地点

測定地点は、県内全域の水質を的確に把握し効率よく監視するため、環境基準点をを中心とし、利水状況・本川に合流前の支川の地点等の当該水域の特性に応じて定める。測定地点数の概要は、次のとおりとする。

		栃木県	宇都宮市	国土交通省	合計
河川	那珂川水系	29	—	3	32
	鬼怒川水系	16	13	7	36
	小貝川水系	8	—	1	9
	渡良瀬川水系	30	10	9	49
	その他の水系	4	—	—	4
	小計	87	23	20	130
湖沼	13	—	5	18	
合計	100	23	25	148	

② 測定頻度

測定頻度の概要は、次のとおりとする。

- ・年2回の場合、豊水期（概ね5月～8月）と渇水期（概ね12月～3月）に調査する。
- ・健康項目のうち、検出される可能性が極めて小さい項目（健康項目B及びC）は、年1回調査とする。そのうち、農薬に由来するもの（健康項目C）は、検出される可能性がある春から夏に調査する。

項 目	水 系 名		
	那 珂 川	鬼怒川・小貝川	渡 良 瀬 川
生活環境項目	毎月	毎月	毎月
健康項目A	年2回	年2回	年2回
健康項目B	年1回	年1回	年1回
健康項目C	年1回	年1回	年1回
特殊項目	年2回	年2回	年2回
要監視項目	年1回	年1回	年1回
その他の項目	年2回	年2回	年2回
トリハロメタン生成能 (水道水源調査)	—	年4回	年4回

[備考]

- ・健康項目A（年2回調査）
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
- ・健康項目B（年1回調査）
ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン
- ・健康項目C（年1回調査。農薬系項目。検出可能性のある春から夏に調査）
1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ

(2) 湖沼調査

① 測定地点

測定地点は、環境基準点である湖心と補助点とする。

湯ノ湖と中禅寺湖における調査深度は、次のとおりとする。

湖 沼 名	採 水 地 点	採 水 深 度 (m)					
湯 ノ 湖	St - 5 (湖心)	0	3	6	9		
	St - 1 ~ 4、6、8	0					
中 禅 寺 湖	St - 6 (湖心)	0	5	10	20	50	150
	St - 1、4、7	0					

② 測定頻度

湯ノ湖及び中禅寺湖は、調査回数は冬期を除く年8回とする。

川俣ダム貯水池、川治ダム貯水池、五十里湖、渡良瀬貯水池（谷中湖）及び湯西川ダム貯水池は年12回とし、深山ダム貯水池及び塩原ダム貯水池は年4回とする。

(3) 水道水源調査

① 測定地点

測定地点は、主要な上水道水源水域とする。

② 測定頻度

年4回とし、検出値が高くなる可能性のある夏に2回、春秋に各1回調査する。

4 測定方法

測定方法は、別表-2のとおりとする。

第3 地下水

1 調査の種類及び測定項目

(1) 概況調査

① 調査方法

県内の全体的な地下水質の概況を把握するため、県内を5kmまたは10kmメッシュに区切り、1メッシュ毎に地下水質を調査する。

1メッシュを4等分した区域を毎年順次調査し、4年間で1メッシュ内を1巡する。

② 測定項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀^{※2}、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※2 総水銀が検出された場合に測定

(2) 継続監視調査

① 調査方法

地下水汚染範囲の拡大監視のために、環境基準値の超過が確認された地区（以下「汚染地区」という。）の地下水質について必要な項目を調査する。

なお、継続監視調査の結果、2年間連続して環境基準値以下となった汚染地区については再調査（汚染地区全体の地下水質の状況を確認する調査）を実施し、調査したすべての井戸において環境基準値以下であれば当該汚染地区の継続監視調査を終了する。

② 測定項目

各汚染地区の環境基準値超過項目とする。

ただし、有機塩素化合物に係る汚染地区の場合は、分解により生成する可能性がある項目についても測定する。

2 測定実施機関

測定実施機関は、栃木県、宇都宮市及び国土交通省とする。

3 測定地点及び測定頻度

測定地点及び測定頻度は次のとおりとする。各測定地点は別表－3のとおりとする。

(1) 概況調査

① 測定地点

調査対象となるメッシュ内において、未調査の井戸を優先して地点を選定する。

② 測定頻度

年1回実施する。実施時期は豊水期（概ね6～7月）とする。

ただし、全国及び本県の検出状況から検出される可能性が極めて小さい項目（健康項目B）は、調査頻度を2～3年に1回まで減じることができる。

(2) 継続監視調査

① 測定地点

汚染地区において、水質の経年的変化を把握するうえで代表的な地点とその下流側の未汚染地点の2地点を基本として定める。

② 測定頻度

年2回実施する。実施時期は豊水期（概ね6～7月）及び渇水期（概ね12～1月）とする。

調査名	回数	測定項目	地点数		
			栃木県	宇都宮市	国土交通省
概況調査	1年1回	A カドミウム、鉛、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素	127	18	2
		B 全シアン、六価クロム、ポリ塩化ビフェニル、塩化ビニルモノマー、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、1,4-ジメチル	62 (127の内数)	18 (18の内数)	2 (2の内数)
	合計			147	
継続監視調査	2年2回	鉛、六価クロム、ひ素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ふっ素、ほう素のうち該当する項目	90 (34)	20 (7)	—
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	120(59)	4(1)	—
	合計			234(100)	

※ 概況調査地点数は、調査井戸の有無に応じて変更。

※ 継続監視調査地点数の欄の（ ）は地区数。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地区数のうち、宇都宮市と他市町がまたがる地区（「宇都宮・真岡」及び「宇都宮・鹿沼」）は栃木県分として計上。

4 測定方法

測定方法は、別表－4のとおりとする。

第4 測定結果の報告及び公表

1 報告

各測定機関は、測定結果が判明次第、栃木県知事に速やかに報告する。

なお、健康項目について環境基準を超える数値を検出した場合は、速やかに栃木県知事に連絡するとともに、栃木県知事と協議のうえ当該水域等について追跡調査を行うものとする。

2 公表

栃木県知事は、測定結果をとりまとめ、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表することとする。

3 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関が協議して定めるものとする。

健康項目	特殊項目	要監視項目	その他の項目	トリハロメタン生成能	測定機	測定地点		
						名称	No.	
						栃木県	幾世橋下	1
						"	恒明橋	2
						"	上黒磯	3
						"	昭明橋	4
						"	黒羽	5
						国交省	新那珂橋	6
						"	川掘	7
						"	野口	8
						栃木県	高雄股橋	9
						"	一軒茶屋	10
						"	湯川橋	11
						"	余笹橋	12
						"	川田橋	13
						"	新田橋	14
						"	上高橋	15
						"	未流	16
						"	夕の原	17
						"	堰場橋	18
						"	岩井橋	19
						"	箒川橋	20
						"	百村中橋	21
						"	宇田川橋	22
						"	太郎橋	23
						"	更生橋	24
						"	棺橋	25
						"	連城橋	26
						"	向田橋	27
						"	田中橋	28
						"	旭橋	29
						"	未流	30
						"	十石橋	31
						"	未流	32
						国交省	川治第一発電所前	33
						栃木県	小佐越	34
						"	佐貫	35
						国交省	上平橋	36
						"	鬼怒川橋(宝積寺)	37
						"	大道泉橋	38
						"	川島橋	39
						"	平方	40
						"	未流	41
						栃木県	前沢橋	42
						"	未流	43
						"	未流	44
						"	神橋	45
						"	開進橋(針貝)	46
						"	筋違橋	47
						宇都宮市	西鬼怒川橋	48
						"	腰抱地蔵前	49
						"	新国道四号下	50

別表－1 公共用水域水質測定地点一覧(湖沼)

水域名	環境基準 (生活環境保全)	環境基準 (水生生物保全)	測定地点						測定頻度			現地調査												健康項目																	
			No.	名称	統番 番号	所在地	緯度 (N)	経度 (E)	年間 測定 回数	年間 測定 日数	天候 時刻 水温 水温 外気 透明度 EC	pH	BOD	COD	SS	DO	大腸 菌群 数	全窒 素	全りん	全亜 鉛	ノニ ルフ エノ ール	直鎖 アル キル ベン ゼン (LAS)	及び その 塩	カド ミウ ム	全シ アン	鉛	六価 クロ ム	ひ 素													
湯ノ湖	A-Ⅲ-ロ	生物-A	1	St.1	511 - 51	日光市	36°48'11"	139°25'27"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																				
			2	St.2	511 - 52	〃	36°48'09"	139°25'22"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																				
			3	St.3	511 - 53	〃	36°48'06"	139°25'18"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																				
			4	St.4	511 - 54	〃	36°48'03"	139°25'23"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																				
			5	St.5(湖心)表層	511 - 1	〃	36°47'59"	139°25'24"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
			〃	水深 3m	〃	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																				
			〃	水深 6m	〃	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																				
			〃	水深 9m	〃	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																				
6	St.6	511 - 55	〃	36°47'55"	139°25'32"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																							
7	St.8	511 - 56	〃	36°47'50"	139°25'37"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																							
中禅寺湖	AA-Ⅰ-Ⅰ	生物-A	8	St.1	512 - 51	〃	36°44'45"	139°25'44"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																						
			9	St.4	512 - 54	〃	36°44'38"	139°27'35"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																						
			10	St.6(湖心)表層	512 - 1	〃	36°43'55"	139°28'29"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
			〃	水深 5m	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																					
			〃	水深 10m	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																					
			〃	水深 20m	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																					
			〃	水深 50m	〃	〃	〃	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																					
11	St.7	512 - 56	〃	36°44'14"	139°29'31"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8																							
深山ダム 貯水池	AA-Ⅱ-Ⅰ	生物-A	12	湖心	531 - 1	那須塩原市	37°05'18"	139°54'08"	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4				
川治ダム 貯水池※1	A-Ⅱ-Ⅱ	生物-A	13	湖心	521 - 1	日光市	36°53'56"	139°41'12"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
川俣ダム 貯水池	A-Ⅱ-Ⅰ	生物-A	14	湖心	541 - 1	〃	36°52'47"	139°31'10"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
五十里湖	-	-	15	湖心	402 - 1	〃	36°54'18"	139°42'18"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
塩原ダム 貯水池	-	-	16	湖心	404 - 1	那須塩原市	36°57'11"	139°53'00"	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4																	
渡良瀬貯 水池(谷中 湖)※2	A-Ⅲ-Ⅲ	-	17	湖心	551 - 1	栃木市	36°12'41"	139°40'43"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
湯西川ダ ム貯水池	-	-	18	湖心	405 - 1	日光市	36°56'03"	139°39'33"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			

(注) 測定地点No.がゴシック体の地点は生活環境項目の環境基準点
測定地点No.に下線のある地点は水生生物保全項目の環境基準点

※1: 川治ダム貯水池については、平成26年度までの暫定目標として全りん0.010mg/Lが定められている。

※2: 渡良瀬貯水池(谷中湖)については、平成29年度までの暫定目標として、COD7.4mg/L、全窒素1.3mg/L、全りん0.078mg/Lが定められている。

健康項目																	特殊項目					その他の項目			測定機関	名称	No.												
総水銀	アルキル水銀	ポリ塩化ビフェニル	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	n-ヘキサン抽出物質(油分)	フェノール類	銅				溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	アンモニウム性窒素	りん酸イオン	クロロフィルa	フランクトン	トリハロメタン生成能				
																																		栃木県	St.1	1			
																																			"	St.2	2		
																																				"	St.3	3	
																																				"	St.4	4	
																																				"	St.5(湖心)表層	5	
																																				"	" 水深3m		
																																				"	" 水深6m		
																																				"	" 水深9m		
																																				"	St.6	6	
																																				"	St.8	7	
																																				"	St.1	8	
																																				"	St.4	9	
																																				"	St.6(湖心)表層	10	
																																				"	" 水深5m		
																																				"	" 水深10m		
																																				"	" 水深20m		
																																				"	" 水深50m		
																																				"	" 水深150m		
																																				"	St.7	11	
																																				"	湖心	12	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						12	12	12	12			国交省	湖心	13			
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2													"	湖心	14		
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				12	12	12	12	12					"	湖心	15		
																																					栃木県	湖心	16
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2														国交省	湖心	17	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2													"	湖心	18		

別表-2 測定方法等一覧(公共用水域)

測定項目		環境基準 (指針)値 (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法
生活環境項目	pH	類型で異なる	—	日本工業規格(以下「規格」という)K010212.1に定める方法(水質汚濁に係る環境基準別表2に掲げる方法)
	BOD	同上	0.5	規格K0102の21に定める方法(同上)
	COD	同上	0.5	規格K0102の17に定める方法(同上)
	SS	同上	1	環境基準告示付表8に掲げる方法(同上)
	DO	同上	0.5	規格K0102の32に定める方法(同上)
	大腸菌群数	同上	—	環境基準告示別表2備考4に掲げる方法、最確数法(同上)
	全窒素	同上	0.05	規格K0102の45.2、45.3又は45.4に定める方法(同上)
	全りん	同上	0.003	規格K0102の46.3に定める方法(同上)
	全亜鉛	同上	0.001	規格K0102の53に定める方法(同上)
	ノニルフェノール	同上	0.00006	環境基準告示付表11に掲げる方法(同上)
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	同上	0.0006	環境基準告示付表12に掲げる方法(同上)
健康項目	カドミウム	0.003	0.0003	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格K0102の55に定める方法による他、環境基準告示付表8に掲げる方法によることができる。)
	全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102の38.1.2、38.2又は38.1.2、38.3に定める方法(同上)
	鉛	0.01	0.001	規格K0102の54に定める方法(同上)
	六価クロム	0.05	0.01	規格K0102の65.2に定める方法(同上)
	ひ素	0.01	0.001	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法(同上)
	総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表1に掲げる方法(同上)
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法(同上)
	PCB	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法(同上)
	ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	四塩化炭素	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法(同上)
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	トリクロロエチレン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法(同上)
	チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表4に掲げる方法(同上)
	シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法(同上)
	チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法(同上)
	ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
セレン	0.01	0.001	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法(同上)	

測定項目		環境基準 (指針)値 (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
	硝酸性窒素		0.02	規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法(同上)
	亜硝酸性窒素		0.01	規格K0102の43.1に定める方法(同上)
	ふっ素	0.8	0.02	規格K0102の34.1に定める方法又は規格34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
	ほう素	1	0.01	規格K0102の47.1、47.3に定める方法又は47.4に掲げる方法
	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	環境基準告示付表7に掲げる方法
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質(油分)	—	0.5	環境基準告示付表10に掲げる方法(水質汚濁に係る環境基準別表2に掲げる方法)
	フェノール類	—	0.01	規格K0102の28.1に定める方法
	銅	—	0.01	規格K0102の52.2に定める方法
	溶解性鉄	—	0.1	規格K0102の57.2に定める方法
	溶解性マンガン	—	0.01	規格K0102の56.2に定める方法
	クロム	—	0.01	規格K0102の65.1に定める方法
要監視項目	クロロホルム	(0.006~3)	0.006	規格K0125の5.1、5.2及び5.3.1に定める方法
	フェノール	(0.01~0.08)	0.001	平成15年11月5日付環境省通知付表1に掲げる方法
	ホルムアルデヒド	(1)	0.03	平成15年11月5日付環境省通知付表2に掲げる方法
	4-tert-オクチルフェノール	(0.0007~0.004)	0.00003	平成25年3月27日付環境省通知付表1に掲げる方法
	アニリン	(0.02)	0.002	平成25年3月27日付環境省通知付表2に掲げる方法
	2,4-ジクロロフェノール	(0.003~0.03)	0.0003	平成25年3月27日付環境省通知付表3に掲げる方法
その他の項目	アンモニア性窒素	—	0.02	上水試験方法Ⅲ-2 8に掲げる方法
	塩化物イオン	—	1	規格K0102の35.3に定める方法
	硫酸イオン	—	2	規格K0102の41.3に定める方法
	MBAS	—	0.05	規格30に定める方法
	全硬度	—	0.5	日本工業規格K0101の15.1に定める方法
	EPN	(0.006)	0.0006	環境庁通知環水規第121号付表1の第1、2に定める方法
	2-MIB	—	0.005	上水試験方法Ⅳ-2 12に掲げる方法
	ジェオスミン	—	0.005	上水試験方法Ⅳ-2 12に掲げる方法
	りん酸イオン	—	0.003	規格K0102の46.1に定める方法
	クロロフィルa	—	2	上水試験方法Ⅳ-2 25に掲げる方法又は海洋観測指針6.3に掲げる方法
	プランクトン	—	—	海洋観測指針6に掲げる方法又はこれに類する方法
トリハロメタン生成能	—	0.005	環境庁告示第30号別表に掲げる方法	

(注) 1 測定方法は「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月環境庁告示第59号)の定めに従い、報告下限値は「環境基本法に基づく水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月環水企第92号)の定めに従う。

2 表中の用語は下記のとおりである。

- ① 環境基準告示：昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」
- ② 環境庁告示第30号：平成7年6月環境庁告示第30号「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」
- ③ 環境庁通知：平成5年4月環水規第121号「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
- ④ 平成15年11月5日付環境省通知：平成15年11月環水企発第031105001号及び環水管発031105001号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
- ⑤ 平成25年3月27日付環境省通知：平成25年3月環水大発第1303272号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」

別表-3 地下水の測定地点一覧

1 概況調査

No.	市町村名	所在地	メッシュ No.	測定機関	No.	市町村名	所在地	メッシュ No.	測定機関
1	宇都宮市	篠井町地内	18-46	宇都宮市	39	佐野市	閑馬町地内	34-96	栃木県
2		宮山田地内	19-47	〃	40		牧町地内	34-97	〃
3		今里地内	19-48	〃	41		閑馬町地内	41-118	〃
4		古賀志町地内	24-63	〃	42		岩崎町地内	41-119	〃
5		新里町丙地内	24-64	〃	43		赤見町地内	41-129	〃
6		宝木本町地内	24-65	〃	44		小見町地内	41-130	〃
7		上田原地内	25-66	〃	45		植下町地内	46-140	〃
8		長岡町地内	25-67	〃	46		船津川町地内	46-148	〃
9		白沢地内	25-68	〃	47		鹿沼市	上粕尾地内	22-58
10		下岡本地内	25-69	〃	48	上大久保地内		23-59	〃
11		砥上町地内	30-83	〃	49	板荷地内		23-60	〃
12		鷺の谷町地内	30-84	〃	50	下沢地内		23-61	〃
13		築瀬町地内	31-85	〃	51	下粕尾地内		29-78	〃
14		屋板町地内	31-86	〃	52	野尻地内		29-79	〃
15		下平出町地内	31-87	〃	53	久野地内		29-80	〃
16		上桑島町地内	31-88	〃	54	上殿町地内		30-81	〃
17		茂原町地内	37-105	〃	55	楡木町地内	30-82	〃	
18		東木代町地内	37-107	〃	56	日光市	小百地内	10-24	〃
19	足利市	小俣町地内	40-116	〃	57		東小来川地内	17-40	〃
20		月谷町地内	40-117	〃	58		吉沢地内	17-41	〃
21		鹿島町地内	40-127	〃	59		長畑地内	17-42	〃
22		大町地内	40-128	〃	60		大室地内	18-43	〃
23		堀込町地内	45-138	〃	61		木和田島地内	18-44	〃
24		川崎町地内	46-139	〃	62		杓掛地内	18-45	〃
25	栃木市	鍋山町地内	35-98	〃	63	岩崎地内	24-62	〃	
26		西方町真名子地内	35-99	〃	64	小山市	卒島地内	43-133	〃
27		都賀町地内	35-100	〃	65		羽川地内	43-134	〃
28		都賀町家中地内	36-102	〃	66		延島地内	44-135	〃
29		柏倉町地内	42-120	〃	67		石ノ上地内	48-143	〃
30		大皆川町地内	42-121	〃	68		駅南町4丁目地内	48-144	〃
31		岩舟町三谷地内	42-131	〃	69		福良地内	48-145	〃
32		大宮町地内	43-122	〃	70		間々田地内	48-151	〃
33		大平町富田地内	42-132	〃	71		東野田地内	50-155	〃
34		藤岡町太田地内	47-141	〃	72	真岡市	粕田地内	37-108	〃
35		岩舟町静和地内	47-142	〃	73		飯貝地内	38-109	〃
36		藤岡町藤岡地内	47-149	〃	74		西沼地内	38-110	〃
37		藤岡町部屋地内	47-150	〃	75		高田地内	38-126	〃
38	佐野市	飛駒町地内	34-95	〃	76		砂ヶ原地内	44-125	〃

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	測定機関
77	真岡市	古山地内	44-136	栃木県
78	大田原市	野崎地内	5-15	〃
79		岡地内	6-16	〃
80		加治屋地内	<u>6-17</u>	〃
81		小滝地内	<u>6-18</u>	〃
82		南金丸地内	6-19	〃
83		小船渡地内	<u>7-20</u>	〃
84		雲岩寺地内	7-21	〃
85		佐久山地内	13-31	〃
86		福原地内	<u>13-33</u>	〃
87		亀久地内	14-35	〃
88	矢板市	上伊佐野地内	5-12	〃
89		平野地内	<u>5-13</u>	〃
90		片俣地内	12-27	〃
91		成田地内	<u>12-29</u>	〃
92		片岡地内	12-30	〃
93	那須塩原市	小結地内	1-1	〃
94		下田野地内	2-4	〃
95		接骨木地内	<u>2-5</u>	〃
96		埼玉地内	3-6	〃
97		上中野地内	<u>3-7</u>	〃
98		鍋掛地内	<u>3-8</u>	〃
99		野間地内	3-9	〃
100		三区町地内	<u>5-14</u>	〃
101	さくら市	南和田地内	<u>13-32</u>	〃
102		蒲須坂地内	<u>19-49</u>	〃
103		馬場地内	19-50	〃
104		喜連川地内	20-51	〃
105		狭間田地内	<u>20-52</u>	〃
106	那須烏山市	上川井地内	<u>20-53</u>	〃
107		三箇地内	20-54	〃
108		中山地内	<u>21-56</u>	〃
109		福岡地内	<u>26-72</u>	〃
110		森田地内	27-74	〃
111		小原沢地内	<u>27-76</u>	〃
112	下野市	細谷地内	36-104	〃

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	測定機関
113	下野市	国分寺地内	<u>43-123</u>	栃木県
114		仁良川地内	44-124	〃
115	上三川町	大字梁地内	<u>37-106</u>	〃
116	益子町	小宅地内	33-93	〃
117		埜地内	<u>38-111</u>	〃
118		小泉地内	38-112	〃
119		下大羽地内	39-113	〃
120		上大羽地内	<u>39-114</u>	〃
121	茂木町	黒田地内	<u>27-75</u>	〃
122		鮎田地内	<u>33-94</u>	〃
123		小貫地内	39-115	〃
124	市貝町	多田羅地内	32-92	〃
125	芳賀町	上稲毛田地内	26-73	〃
126		東水沼地内	32-89	〃
127		西高橋地内	<u>32-90</u>	〃
128		稲毛田地内	<u>32-91</u>	〃
129	壬生町	七ツ石地内	36-101	〃
130		北小林地内	<u>36-103</u>	〃
131	野木町	野渡地内	<u>49-153</u>	〃
132		佐川野地内	50-154	〃
133	塩谷町	芦場新田地内	11-26	〃
134		田所地内	<u>12-28</u>	〃
135	高根沢町	花岡地内	26-70	〃
136		上高根沢地内	<u>26-71</u>	〃
137	那須町	高久丙地内	<u>1-2</u>	〃
138		富岡地内	1-3	〃
139		沼野井地内	4-10	〃
140		大和須地内	<u>4-11</u>	〃
141	那珂川町	芳井地内	13-34	〃
142		小口地内	<u>14-36</u>	〃
143		小砂地内	<u>14-37</u>	〃
144		白久地内	21-55	〃
145		富山地内	<u>21-57</u>	〃
146	栃木市	藤岡町下宮地内	49-152	国交省
147		都賀町原宿地内	35-100	〃

- 1 メッシュNo.に下線がある地区は健康項目A及びBを調査。下線のない地区は健康項目Aのみ調査。
- 2 メッシュNo.の位置は図3-1に示すとおり。
- 3 表中の所在地名は調査井戸選定後、必要に応じて修正。

2(1) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
1	宇都宮市	平出工業団地	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2 (2)	12	宇都宮市
2		上戸祭・旧市内西部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2 (2)	19	〃
3		平出工業団地南部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	5 (5)	34	〃
4		東横田町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3 (3)	44	〃
5		不動前・西原	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3 (3)	86	〃
6		岡本	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3 (3)	11	〃
7		田野町	ひ素	2 (2)	108	〃
8	足利市	稲岡町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	10	栃木県
9		羽刈町	ひ素	3	98	〃
10		新宿町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	106	〃
11	栃木市	大平町伯仲 他	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	4	〃
12		城内	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	38	〃
13		大平町西野田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	45	〃
14		藤岡町甲	ほう素	2	97	〃
15		菌部町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	105	〃
16	佐野市	植野町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	66	〃
17		村上町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	91	〃
18	鹿沼市	白桑田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	27	〃
19	日光市	矢野口	TCE・PCE・MC・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	55	〃
20		小来川	ふっ素	1	87	〃
21	小山市	城東・土塔・駅南・犬塚	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	6	72	〃
22		西黒田	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	99	〃
23		横倉新田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	4	100	〃
24		城東・犬塚	ふっ素	2	103	〃
25	真岡市	松山町	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3	1	〃
26		石島	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	13	〃
27	真岡市	市街地	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	9	16	〃
28		久下田	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	25	〃

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
29		鬼怒ヶ丘	<u>六価クロム</u>	2	95	〃
30	下野市	柴	<u>PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	3	5	〃
31	上三川町	上蒲生	<u>PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	2	18	〃
32	益子町	埜	<u>PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー・鉛・ほう素・ふっ素・ひ素</u>	5	102	〃
33	芳賀町	下高根沢	<u>PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	2	33	〃
34	壬生町	中央町	ベンゼン、1,2-ジクロロエタン(※)	2	109	〃
35	野木町	丸林	<u>PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	3	56	〃
36		潤島	<u>TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー</u>	3	76	〃
37	那須町	寺子乙	<u>ほう素</u>	2	83	〃
38		高久丙	<u>ひ素</u>	2	101	〃
39		富岡	<u>ひ素</u>	2	104	〃
地点数計				104 (20)		

- (注) 1 各地区はその周辺地域を含む。また、各地区の位置は図3-2に示すとおり。
2 TCE:トリクロロエチレン、PCE:テトラクロロエチレン、MC:1,1,1-トリクロロエタン
3 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が分析を行う地点数。
4 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区。
5 測定項目欄の下線を付した項目は、汚染判明時に基準値超過が確認された項目。

2(2) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関	
1	宇都宮市	上籠谷町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	2 (2)	16	宇都宮市	
2	足利市	羽刈町	〃	1	25	栃木県	
3	栃木市	藤岡町中根(1)	〃	2	7	〃	
4		藤岡町中根(2)	〃	2	73	〃	
5		藤岡町大前	〃	2	13	〃	
6		藤岡町藤岡(1)	〃	2	14	〃	
7		藤岡町藤岡(2)	〃	2	49	〃	
8		大平町富田	〃	2	51	〃	
9		曲ヶ島	〃	2	67	〃	
10		佐野市	赤見町	〃	2	52	〃
11			田沼町	〃	2	54	〃
12	宮下町		〃	2	57	〃	
13	伊勢山		〃	2	61	〃	
14	越名・高萩・高山		〃	3	78	〃	
15	富士町(※)		〃	2	82	〃	
16	鹿沼市	白桑田	〃	2	17	〃	
17		南上野町	〃	2	27	〃	
18		上奈良部町	〃	2	47	〃	
19		宇都宮・鹿沼	〃	3 (1)	63	栃木県、 宇都宮市	
20		池ノ森	〃	2	77	栃木県	
21		下石川	〃	2	81	〃	
22	小山市	雨ヶ谷	〃	2	2	〃	
23		向野	〃	2	18	〃	
24		喜沢	〃	2	28	〃	
25		乙女	〃	2	29	〃	
26		栗宮	〃	2	44	〃	
27		城東・犬塚	〃	2	60	〃	
28		三拝川岸・南半田・羽川上中	〃	2	69	〃	
29		田間・塚崎・武井	〃	2	70	〃	
30		鉢形・東山田(※)	〃	2	83	〃	
31		東野田・南和泉(※)	〃	2	84	〃	
32		小山市梁北部(※)	〃	2	85	〃	
33	真岡市	八木岡	〃	2	20	〃	
34		古山	〃	2	33	〃	
35		真岡・二宮地域	〃	4	76	〃	
36		宇都宮・真岡	〃	3 (1)	58	栃木県、 宇都宮市	
37		西大島	〃	2	68	栃木県	

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
38	大田原市	亀久	〃	2	42	〃
39	矢板市	石関	〃	2	43	〃
40		豊田	〃	2	64	〃
41	那須烏山市	野上	〃	2	39	〃
42	下野市	小金井南部	〃	2	22	〃
43		仁良川(1)	〃	2	31	〃
44		仁良川(2)	〃	2	50	〃
45		大松山等	〃	2	65	〃
46		笹原等	〃	2	66	〃
47		上台・細谷(※)	〃	2	71	〃
48		下野市柴南部・小山市鉢形北部	〃	2	79	〃
49	上三川町	上神主	〃	2	4	〃
50		坂上	〃	2	11	〃
51		西蓼沼	〃	2	59	〃
52	益子町	大沢	〃	2	12	〃
53		塙	〃	2	34	〃
54	茂木町	上菅又	〃	1	74	〃
55	芳賀町	稲毛田	〃	2	6	〃
56	野木町	友沼・丸林	〃	3	45	〃
57		野木	〃	2	75	〃
58	那須町	豊原丙	〃	2	80	〃
59	那珂川町	和見	〃	2	23	〃
60		久那瀬	〃	2	24	〃
61		矢又	〃	2	55	〃
地点数計				126 (4)		

(注) 1 各地区は、その周辺地区を含む。また、各地区の位置は図3-3に示すとおり。

2 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が分析を行う地点数。

3 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区。

2(3) 継続監視調査実施井戸状況(表2(1)・2(2)の井戸情報)

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
1	宇都宮市	1	平出工業団地	12-1	12B001	23	浅	④
2				12-2	12B002	不明	不明	②
3		2	上戸祭・旧市内西部	19-1	19B004	10	浅	③
4				19-2	19B008	6	浅	③
5		3	平出工業団地南部	34-1	34B001	8	浅	④
6				34-2	34B002	不明	不明	②
7				34-3	34B003	10	浅	③
8				34-4	34B004	不明	不明	③
9				34-5	34B005	13	浅	③
10		4	東横田町	44-1	44B001	15	浅	②
11				44-2	44B002	不明	不明	③
12				44-3	44B003	不明	不明	③
13		5	不動前・西原	86-1	19B007	20	浅	④
14				86-2	19B009	20	浅	②
15				86-3	19B011	25	浅	②
16		6	岡本	11-1	11B001	20	浅	⑤
17				11-2	11B002	6	浅	②
18				11-3	11B003	4~5	浅	③
19		7	田野町	108-1	108B001	23	浅	③
20				108-2	108B002	不明	不明	③
21	足利市	8	稲岡町	10-3	10B010	不明	不明	③
22				10-2	10B009	5	浅	③
23		9	羽刈町	98-1	98B001	7	浅	③
24				98-3	98B003	不明	浅	②、③
25				98-4	98B004	不明	浅	②、③
26				10	新宿町	106-1	106B001	6
27		106-2	106B002			9	浅	②
28		栃木市	11	大平町伯仲 他	4-3	04B003	不明	不明
29	4-2				04B402	40	深	②
30	12		城内	38-1	38B001	7	浅	②
31				38-2	38B002	5	浅	②
32	13		大平町西野田	45-1	45B003	不明	深	③
33				45-2	45B004	20	浅	②
34	14		藤岡町甲	97-1	97B001	不明	浅	②、③
35				97-2	97B002	7	浅	③
36	15		菌部町	105-1	105B001	10	浅	⑤
37		105-2		105B002	不明	不明	③	
38	佐野市	16	植野町	66-1	66B001	8	浅	③
39				66-2	66B004	10	浅	③
40		17	村上町	91-1	91B001	30	浅	③
41				91-2	91B002	40	深	②
42	鹿沼市	18	白桑田	27-1	27B014	7	浅	③
43				27-2	27B027	8	浅	②
44	日光市	19	矢野口	55-1	55B001	5	浅	③
45				55-2	55B002	不明	不明	②
46		20	小来川	87-1	87B001	7	浅	②
47	小山市	21	城東・土塔・駅南・犬塚	72-1	72B001	6	浅	③
48				72-5	72B005	10~20	浅	②
49				72-7	72B007	浅	浅	③
50				72-8	72B008	4	浅	③
51				72-11	72B011	浅	浅	③
52				72-13	72B013	8	浅	③
53				22	西黒田	99-1	99B001	8
54		99-3	99B003			3	浅	③
55		23	横倉新田	100-1	100B001	5	浅	⑤
56				100-2	100B002	10	浅	⑤
57				100-3	100B003	10	浅	⑤
58				100-4	100B004	100	深	②、③
59		24	城東・犬塚	103-1	103B001	10	浅	⑤
60	103-2			103B002	不明	不明	③	

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途	
61	真岡市	25	松山町	1-13	01B013	100	深	④	
62				1-2	01B026	120	深	④	
63				1-3	01B003	深	深	④	
64		26	石島	13-6	13B006	40	深	②、③	
65				13-5	13B031	70	浅	③	
66		27	市街地	16-1	16B020	30	浅	③	
67				16-4	16B002	9	浅	③	
68				16-6	16B006	30	浅	②	
69				16-7	16B007	40	深	②	
70				16-9	16B009	6	浅	②	
71				16-10	16B014	30	浅	③	
72				16-11	16B011	55	深	②	
73				16-12	16B021	浅	浅	③	
74				16-13	16B022	35	深	③	
75				28	久下田	25-1	25B004	7	浅
76		25-2	25B006			3	浅	②	
77		29	鬼怒ヶ丘	95-1	95B003	34	深	⑤	
78				95-2	95B002	42	深	③	
79		下野市	30	柴	5-1	05B006	30	浅	②
80					5-2	05B002	45	深	③
81					5-3	05B003	不明	不明	②
82		上三川町	31	上蒲生	18-1	18B001	30～	深	④
83					18-2	18B002	30	浅	②
84		益子町	32	塙	102-1	102B001	10	浅	⑤
85					102-2	102B002	10	浅	⑤
86	102-3				102B003	5	浅	⑤	
87	102-4				102B004	不明	不明	③	
88	102-5				102B005	不明	不明	③	
89	芳賀町	33	下高根沢	33-1	33B001	20	浅	⑤	
90				33-2	33B002	35	深	②	
91	壬生町	34	中央町(※)	109-1	109B01	5～6	浅	⑤	
92				109-2	109B02	5	浅	③	
93	野木町	35	丸林	56-1	56B001	7～8	浅	③	
94				56-2	56B002	5.5	浅	③	
95				56-3	56B004	3	浅	③	
96		36	潤島	76-4	76B004	14	浅	⑤	
97				76-1	76B001	浅	浅	③	
98	76-3	76B003	4.5	浅	②				
99	那須町	37	寺子乙	83-1	83B101	25	浅	③	
100				83-2	83B102	0	浅	②	
101		38	高久丙	101-1	101B001	60	深	⑤	
102				101-2	101B002	5	浅	②、③、⑤	
103		39	富岡	104-1	104B001	50	浅	不明	
104	104-3			104B003	7	浅	不明		
105	宇都宮市	1	上籠谷町	N16-1	16N001	12	浅	②	
106				N16-2	16N002	30	浅	③	
107	足利市	2	羽刈町	N25-2	25N002	20	浅	②	
108	栃木市	3	藤岡町中根(1)	N7-1	07N001	9	浅	③	
109				N7-2	07N002	12	浅	③	
110	栃木市	4	藤岡町中根(2)	N73-1	73N001	5～6	浅	②	
111				N73-2	73N002	不明	不明	③	
112		5	藤岡町大前	N13-1	13N001	8	浅	②	
113				N13-2	13N002	6	浅	⑤	
114		6	藤岡町藤岡(1)	N14-1	14N003	10	浅	③	
115				N14-2	14N002	6	浅	②	
116		7	藤岡町藤岡(2)	N49-3	49N003	9	浅	②	
117				N49-2	49N002	7	浅	③	
118		8	大平町富田	N51-4	51N004	7	浅	③	
119	N51-2			51N002	15	浅	③		
120	9	曲ヶ島	N67-1	67N001	5	浅	③		
121			N67-2	67N002	5	浅	③		

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途	
122	佐野市	10	赤見町	N52-1	52N001	6	浅	③	
123				N52-2	52N002	14~15	浅	②	
124		11	田沼町	N54-1	54N001	不明	浅	③	
125				N54-2	54N002	不明	浅	③	
126		12	宮下町	N57-1	57N001	不明	不明	③	
127				N57-2	57N002	10	浅	③	
128		13	伊勢山	N61-1	61N001	8	浅	③	
129				N61-2	61N002	不明	不明	②	
130		14	越名・高萩・高山	N78-1	78N001	不明	浅	②	
131				N78-2	78N002	20以上	浅	②	
132				N78-3	78N003	不明	不明	③	
133		15	富士町(※)	N82-1	82N001	20	浅	③	
134				N82-2	82N002	不明	不明	③	
135		鹿沼市	16	白桑田	N17-1	17N001	15	浅	②
136					N17-2	17N002	不明	浅	②
137	17		南上野町	N27-1	27N001	12	浅	②	
138				N27-4	27N004	5	浅	②	
139	18		上奈良部町	N47-1	47N001	8~9	浅	③	
140				N47-2	47N002	12~13	浅	②	
141	19		宇都宮・鹿沼	N63-4	63N004	20	浅	②	
142				N63-2	63N002	10	浅	②	
143				N63-3	63N003	20	浅	②	
144	20		池ノ森	N77-1	77N001	15	浅	②	
145				N77-2	77N002	20	浅	②	
146	21	下石川	N81-1	81N001	30	浅	②		
147			N81-2	81N002	30	浅	②		
148	小山市	22	雨ヶ谷	N2-1	02N001	6	浅	③	
149				N2-3	02N003	5~6	浅	③	
150				23	向野	N18-1	18N001	30	浅
151		N18-2	18N002			8	浅	③	
152		24	喜沢	N28-3	28N005	5	浅	③	
153				N28-2	28N004	10	浅	②	
154		25	乙女	N29-3	29N003	不明	不明	③	
155				N29-2	29N002	4	浅	②	
156		26	栗宮	N44-1	44N001	5	浅	③	
157				N44-2	44N002	10	浅	③	
158		27	城東・犬塚	N60-1	60N001	10	浅	⑤	
159				N60-2	60N002	不明	不明	③	
160		28	三拝川岸・南半田・羽川上中	N69-3	69N003	3	浅	③	
161				N69-4	69N004	30	浅	②	
162		29	田間・塚崎・武井	N70-1	70N001	10	浅	③	
163				N70-2	70N002	5	浅	②	
164		30	鉢形・東山田(※)	N83-1	83N001	不明	不明	③	
165	N83-2			83N002	不明	不明	②		
166	31	東野田・南和泉(※)	N84-1	84N001	不明	不明	②		
167			N84-2	84N002	7	浅	②		
168		柴北部(※)	N85-1	85N001	30	浅	②		
169			N85-2	85N002	26	浅	②		
170	真岡市	32	八木岡	N20-1	20N001	34	深	③	
171				N20-2	20N002	10	浅	③	
172	真岡市	33	古山	N33-1	33N001	30	浅	②	
173				N33-2	33N002	20	浅	②	
174		34	真岡・二宮地域	N76-5	76N005	30	不明	不明	
175				N76-2	56N002	3	浅	②	
176				N76-3	76N001	8	浅	②	
177				N76-4	72N002	40	深	③	
178		35	宇都宮・真岡	N58-1	58N002	不明	不明	③	
179	N58-2			19N001	不明	不明	③		
180	N58-5			58N005	35	深	②		
181	36	西大島	N68-1	68N001	7	浅	②		
182			N68-2	68N002	8	浅	②		

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
183	大田原市	37	亀久	N42-1	42N003	4	浅	③
184				N42-2	42N002	5	浅	②
185	矢板市	38	石関	N43-1	43N001	4	浅	③
186				N43-2	43N002	5	浅	⑤
187		39	豊田	N64-1	64N001	5	浅	③
188				N64-2	64N002	45	深	①
189	那須烏山市	40	野上	N39-1	39N003	4	浅	⑤
190				N39-2	39N002	8	浅	③
191	下野市	41	小金井南部	N22-1	22N001	10	浅	③
192				N22-3	22N003	不明	不明	③
193		42	仁良川(1)	N31-1	31N002	不明	不明	③
194				N31-2	31N004	不明	不明	②
195		43	仁良川(2)	N50-1	50N001	35	深	③
196				N50-2	50N002	13	浅	③
197		44	大松山等	N65-1	65N001	不明	不明	②
198				N65-3	65N003	不明	不明	②
199		45	笹原等	N66-1	66N001	不明	不明	②
200				N66-2	66N002	不明	不明	③
201		46	上台・細谷(※)	N71-1	71N001	不明	不明	②
202				N71-3	71N003	20	不明	②
203		47	下野市柴南部 ・小山市鉢形北部	N79-1	79N001	不明	不明	③
204				N79-2	79N002	6~7	浅	②
205	上三川町	48	上神主	N4-1	04N002	12	浅	③
206				N4-2	04N001	60	深	②
207		49	坂上	N11-1	11N001	13	浅	②
208				N11-2	11N002	30	浅	②
209		50	西蓼沼	N59-1	59N001	不明	不明	③
210				N59-2	59N002	25	浅	③
211	益子町	51	大沢	N12-1	12N003	4~5	浅	不明
212				N12-2	12N001	浅	浅	⑤
213		52	塙	N34-1	34N004	7	浅	②
214				N34-2	34N005	不明	不明	③
215	茂木町	53	上菅又	N74-1	74N001	6	浅	①
216	芳賀町	54	稲毛田	N6-1	06N003	4	浅	②
217				N6-4	06N006	5	浅	②
218	野木町	55	友沼・丸林	N45-2	45N003	6~7	浅	②
219				N45-3	45N004	6	浅	⑤
220				N45-4	45N005	6	浅	⑤
221		56	野木	N75-1	75N001	浅	浅	③
222				N75-2	75N002	5	浅	②
223	那須町	57	豊原丙	N80-1	80N001	2~3	浅	③
224				N80-2	80N002	不明	不明	②
225	那珂川町	58	和見	N23-3	23N003	9程度	浅	⑤
226				N23-2	23N002	6	浅	②
227		59	久那瀬	N24-1	24N001	6.4	浅	②
228				N24-2	24N002	12	浅	②
229	60	矢又	N55-1	55N001	5	浅	③	
230			N55-3	55N003	不明	不明	②	

- (注) 1 不圧帯水層から採取する井戸を「浅井戸」、被圧帯水層から採取する井戸を「深井戸」とし、不圧帯水層か被圧帯水層か不明の場合は、井戸深度30mを目途に分類した。
- 2 用途の分類は、次のとおりである。
- ① 水道水源井戸：地下水を水源とする水道の取水井戸。
 - ② 一般飲用井戸：一般家庭または工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられている可能性のある井戸。飲用とともに生活用水等にも用いられている井戸はこちらに分類する。
 - ③ 生活用水井戸：一般家庭または工場・事業場等にあつて、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸。
 - ④ 工業用水井戸：冷却等の工業用水として用いられている井戸。工場・事業場の所有する井戸で、生活用水と共用の井戸は、主たる用途に基づいて生活用水井戸または工業用水井戸に分類する。
 - ⑤ その他の井戸：上記のいずれにも分類されない井戸（例：農業用水井戸）や、用途不明の井戸。
- 3 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区。

別表-4 測定方法等一覧(地下水)

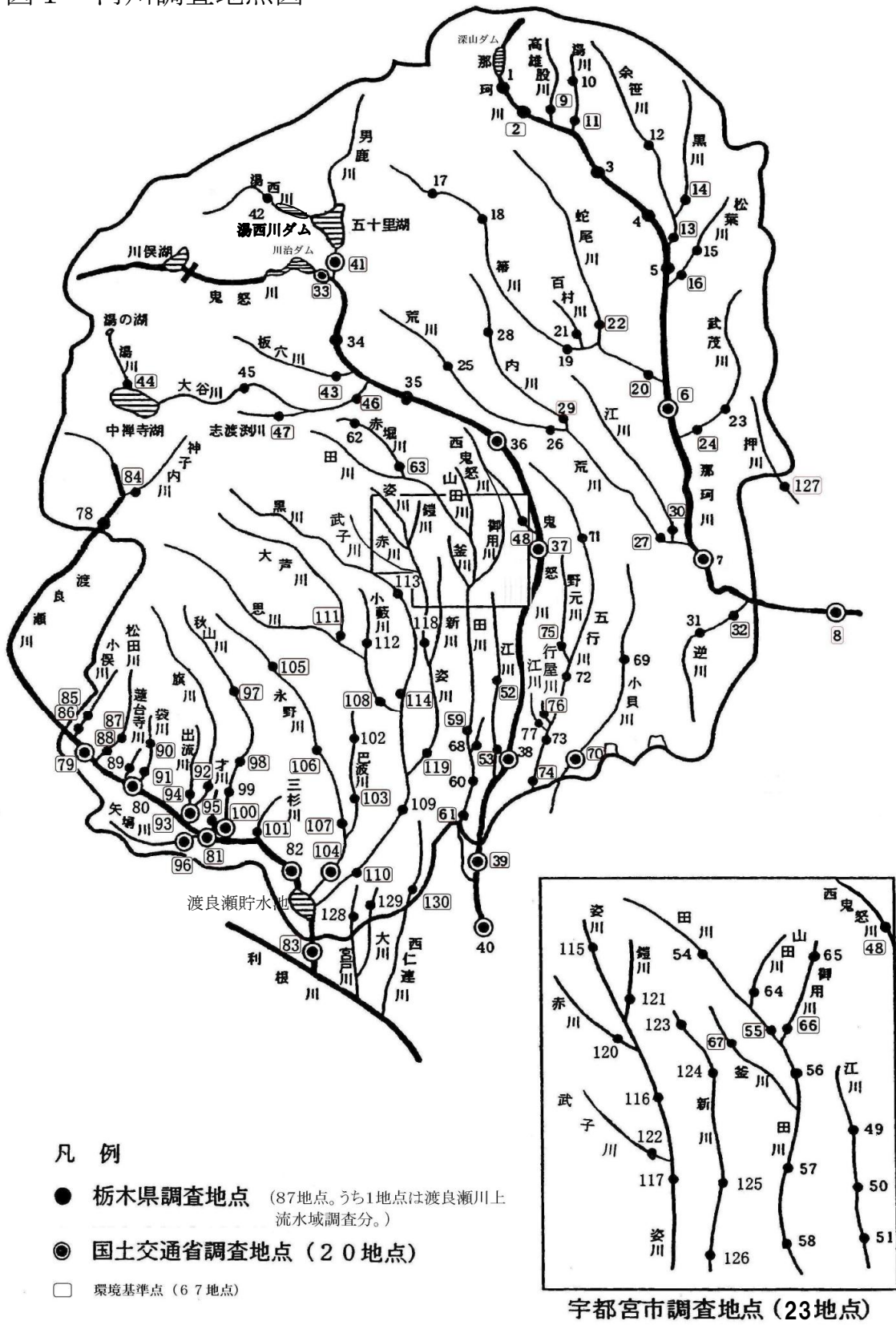
測定項目	環境基準 (指針)値 (mg/l)	報告 下限値 (mg/l)	測定方法 (水質汚濁に係る環境基準別表1に掲げる方法)
カドミウム	0.003	0.0003	日本工業規格(以下「規格」という)K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102の38.1.2及び38.2又はK0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01	0.001	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05	0.01	規格K0102の65.2に定める方法
ひ素	0.01	0.001	規格K0102の61.2及び61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002	0.0002	地下水環境基準告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	
トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01	0.001	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
硝酸性窒素		0.02	規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法
亜硝酸性窒素		0.01	規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8	0.02	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注 ⁶)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	1	0.01	規格K0102の47.1、47.3に定める方法又は47.4に掲げる方法
1, 4-ジオキサン	0.05	0.005	環境基準告示付表7に掲げる方法

(注) 1 報告下限値は「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号)の定めに従う。

2 環境基準告示：昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」

3 地下水環境基準告示：平成9年3月環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

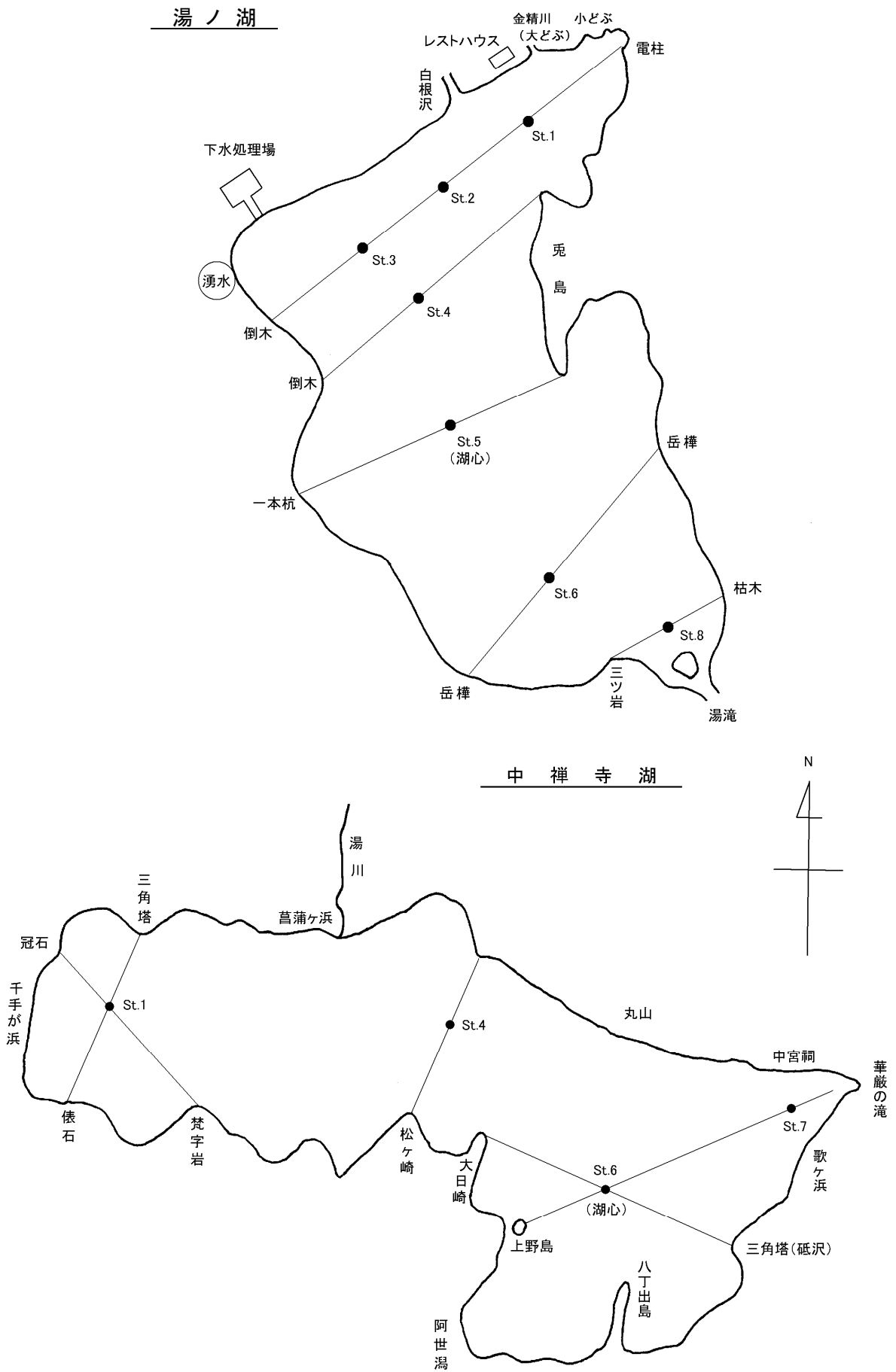
図1 河川調査地点図



※地図上の数字は別表-1の測定地点No.

図 2

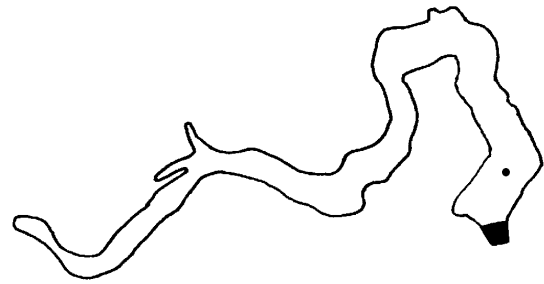
湖沼調査地点図



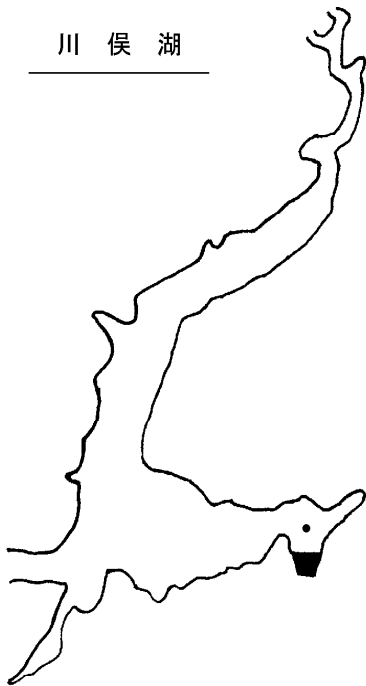
深山ダム貯水池



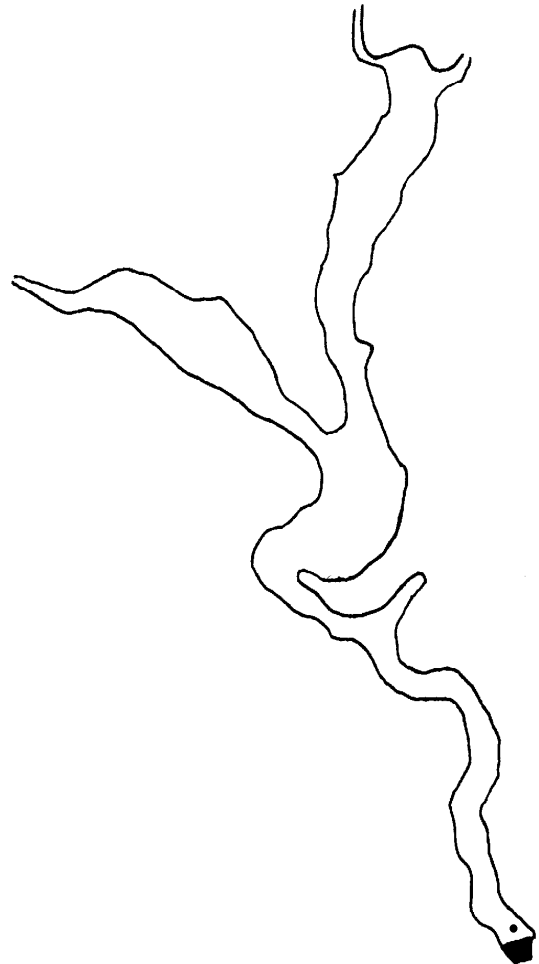
川治ダム貯水池



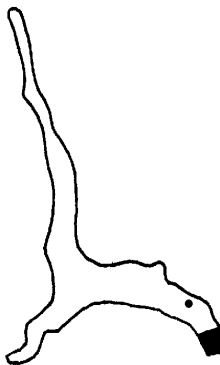
川俣湖



五十里湖

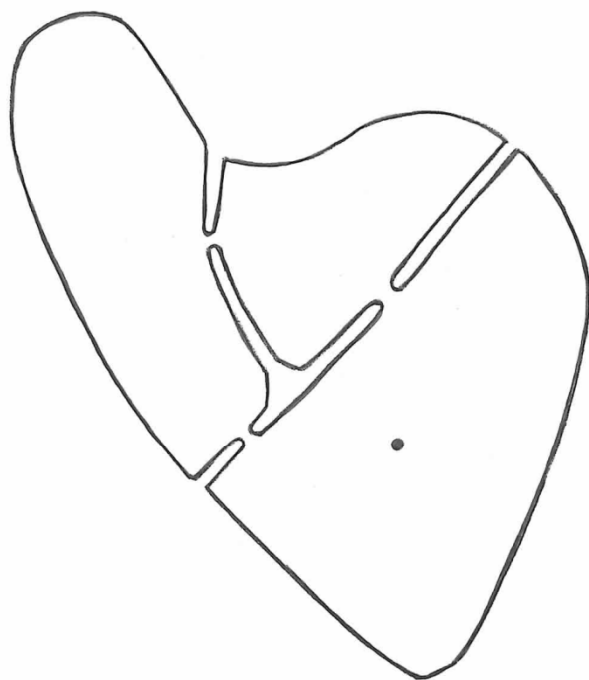


塩原ダム貯水池

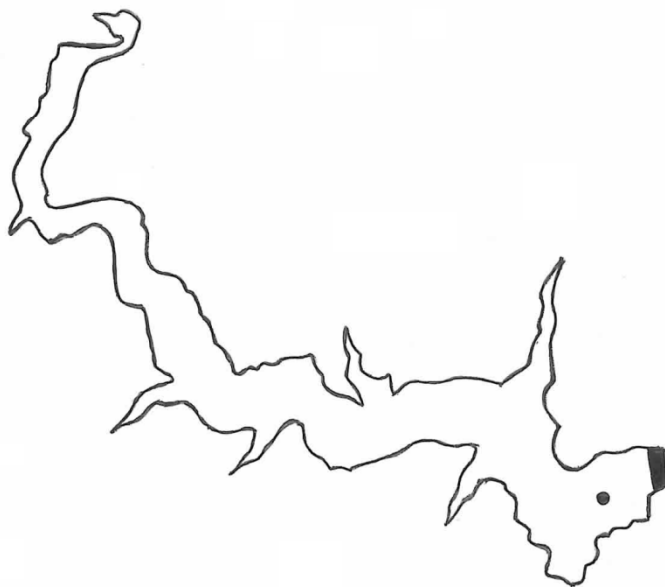


▼ : ダムサイト

渡良瀬貯水池（谷中湖）

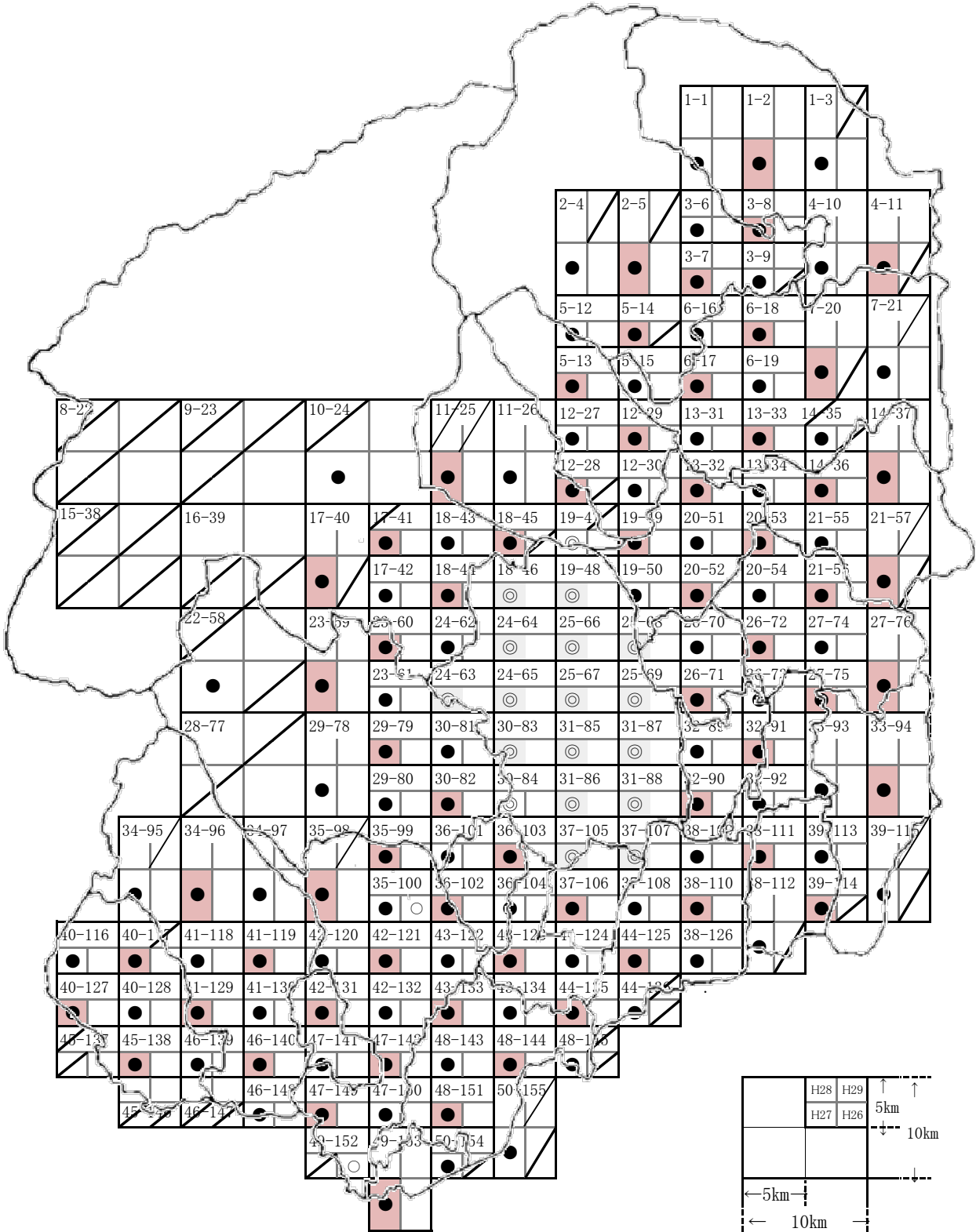


湯西川ダム貯水池



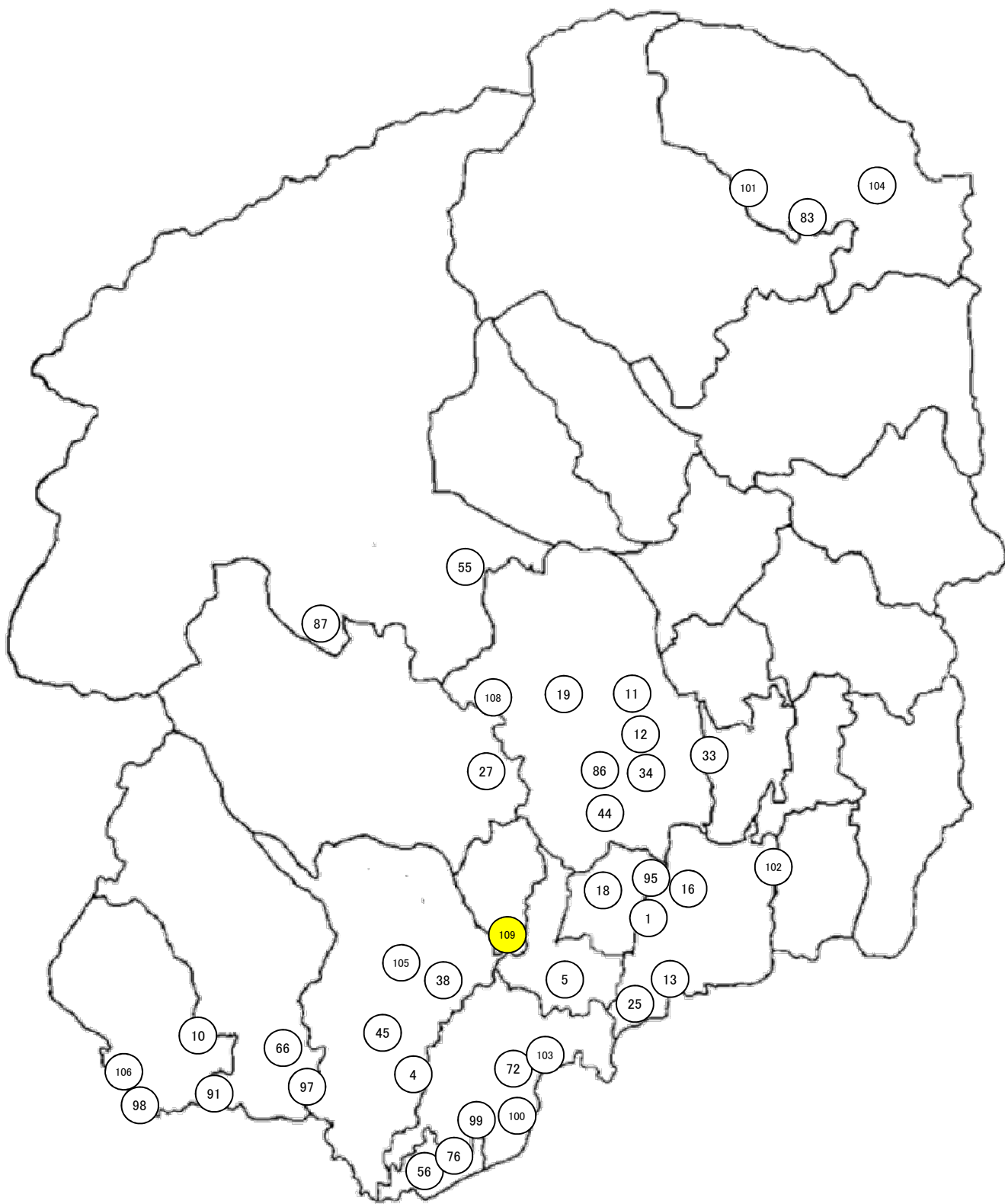
▼ : ダムサイト

図3-1 地下水調査地点図（概況調査）



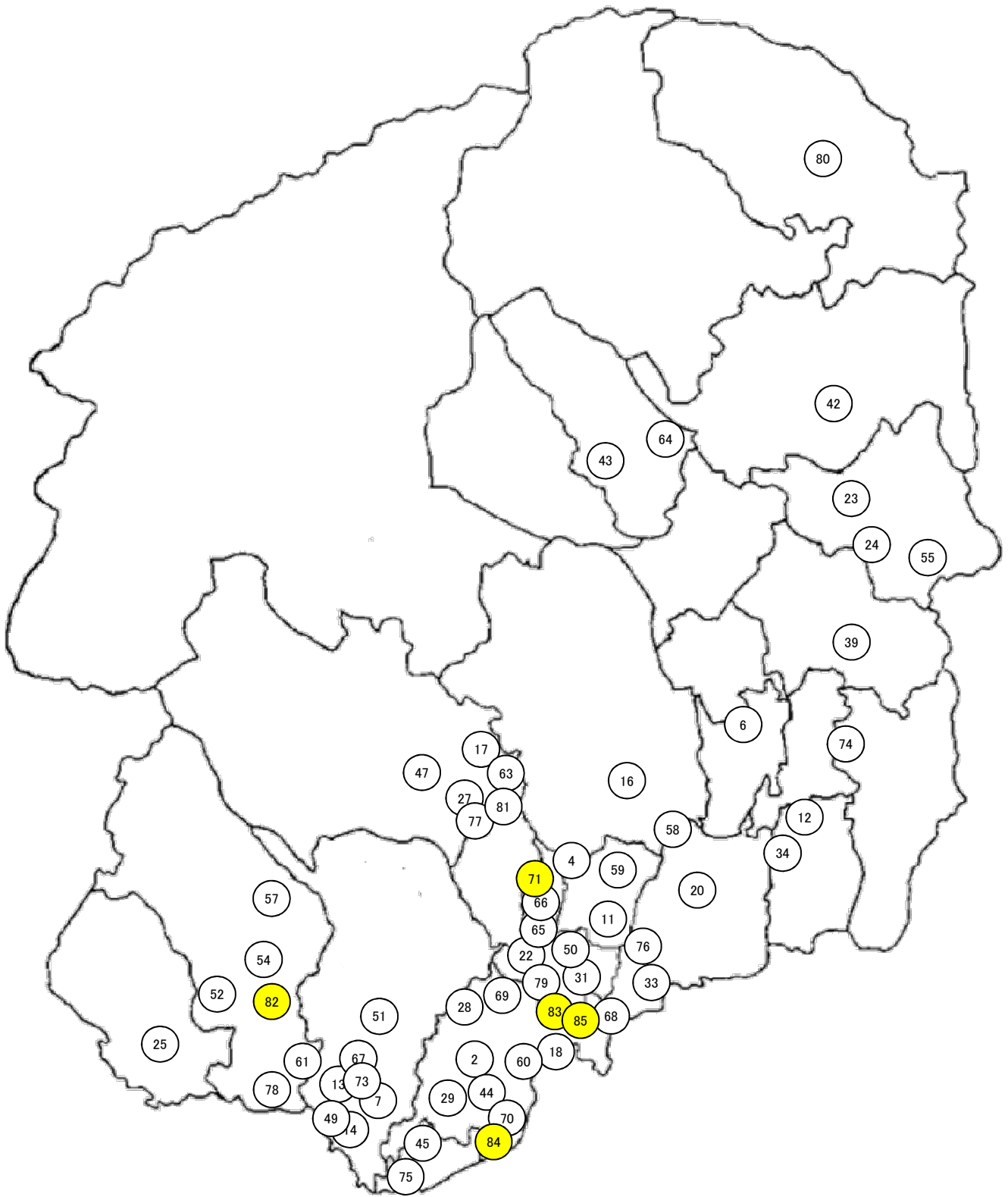
- (注) 1 県内を5kmメッシュに区切り、各メッシュをさらに4等分して4年ローテーションで調査している。
 2 大メッシュは10km、小メッシュは5kmで区切り、主に山間部では大メッシュ、市街地では小メッシュを用いている。
 3 地図上の数字はメッシュNo.(大メッシュNo.－小メッシュNo.)を示す。
 4 ●は栃木県、◎は宇都宮市の測定地点を示す。
 5 ○は国土交通省の測定地点を示す。
 6 ■はA+B項目を調査するメッシュを示す。 ●はA項目のみ調査するメッシュを示す。

図3-2 地下水調査地点図
(継続監視調査:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)



※地図上の数字は別表-3の2(1)の測定地点No.と同じ

図3-3 地下水調査地点図
(継続監視調査:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)



※地図上の数字は別表-3の2(2)の測定地点No.と同じ
(網掛けは、26年度に判明又は拡大した地点)